

平成 28 年 3 月 14 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄 殿

提出者	渡 部 勇 一
賛成者	佐 藤 一 栄
〃	大川原 謙 一
〃	坂 内 鉄 次
〃	渡 部 一 樹
〃	矢 吹 哲 哉
〃	小 林 時 夫
〃	田 中 雅 人
〃	山 口 和 男

議会案第 6 号 職員の綱紀粛正と公務員倫理の徹底を求める決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

職員の綱紀肅正と公務員倫理の徹底を求める決議

職員が市の名義を使用して物品等を虚偽に発注し、その物品の私的売却で得た現金を着服するという不正行為により、平成28年2月16日付けで当該職員は懲戒免職となり、その管理監督者にも懲戒等の処分が行われた。

平成24年8月には、職員の公金着服事件が発覚し、市民に大きな衝撃を与えたことは記憶に新しいが、今般の不正行為は、この公金着服事件から間もない平成25年1月から平成28年1月までの長期間にわたって行われたものであり、市民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて遺憾である。

すべて公務員は、全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託にこたえ得る高い倫理観と使命感をもってその職にあたるべきであり、こうした不祥事によって職の信用を傷つけることは、公務員としての責任と自覚が著しく欠如していることの表れであり、職員の資質の向上は、市勢発展のための重要な課題である。また、これを組織的に担保していくことの認識も極めて重要である。

よって、本市議会は、市当局に対し、不祥事の再発防止策の確立と職員の資質向上に向け、職員の意識改革や綱紀肅正に万全を期するとともに、公務員倫理を徹底し、厳正な事務の執行を図り、全力を挙げて市民の市政に対する信頼回復に努めるよう強く求めるものである。

以上決議する。

平成28年3月14日

喜 多 方 市 議 会